

土休日営業シフト化  
反対ニュース NO. 4

# せんじゆ

発行 千住営業担当有志

# 「キーマン」が説明をしてください

納得いく

私にも言わせて!

仕事が終わりに独身寮に帰りを急ぐ、家々の窓や壁にはクリスマスの電飾がとてもきれいだ:

なのに、なぜか心は晴れない。ああ、来月からは土・日・祝日は仕事だなあ:

いきなり、嬉しい筈の「成人の日」の三連休が三連休仕事です

会社はコンタクトを上げればBフレッツが売れるなどと机上の論理、組合は仕事をしている私たちの意見は聞いたものの質問への説明もなく、こっそりと1月6日から実施の回答らしきものが掲示板に貼られていた

私はみんなが3連休でくつろぎ楽しんでいる中、チラシを手に街中を彷徨う

ピンポーン「Bフレッツをやりたいのはあなたですか?」

「いいえ、私ではありません。他をあたってください」

「インターネットをやりたいのはあなたですか?」

「いいえ、PCを持ってません」

ピンポーン・ピンポーン・ピンポーン

どこにいるやら歓迎してくれる人

ピンポーン「水かけられ」

ピンポーン「犬けしかけられ」

ああ、国民の休日ってどこに行っただらろう?

ああ、ハッピーマンデーってなんだったつけ?

12回の日曜日が8回仕事:

あれえ、日曜日ってどこの会社も休みだよなあ

平日のお客様からの問い合わせ、申し込み「本日この営業担当は全員休みです」お客様はNTTの営業は平日仕事で、土日は休みだと思っています。そんな対応ありますか?導入するならもっと職場と仕事内容を考えてお客様要望にあったものにしてもらいたいもの、会社都合で休日訪問されたらご迷惑、平日留守の人に説明してアポ取りしていただきキーマン訪問なのに、いきなり休日くつろいでいるキーマン訪問はヒンシユクも!最低限の人数実施で様子を見てから考えてもよいのでは?思いやりのある悩み工夫の後が見られる勤務体系を望みます。

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

第1条 日本国民は美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために、「ここに国民こそつて祝い、感謝し、または記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

「りん」の国からの出稼ぎ人

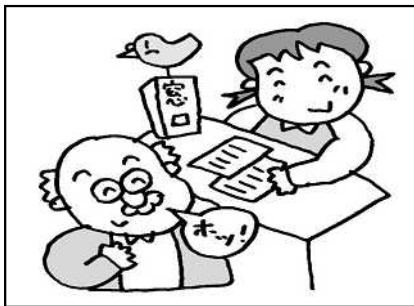
## 不招請勧誘って？

国民生活センターは、「不招請勧誘」を禁止した金融先物取引法において著しい効果がみられたことから、消費者被害の防止には、「不招請勧誘」を制限する必要性があることを指摘。

「不招請勧誘」とは消費者の事前の承諾なしに、一方的に取引を勧誘する「飛び込みの訪問販売」「キヤッチセールス」「電話勧誘」等をさします。

一方で、「営業の自由」というのが憲法で保障されています。しかし既にドイツでは「不招請勧誘」は全部禁止です。いきなり家に訪問して「物を買ってくれ」ということをすると逮捕されるそうです。

消費生活センターは不招請勧誘の制限を一日も早く導入し、「不招請勧誘」の制限により、事業者の競争が「いかに売りつけるか」ではなく「いかに良い商品・サービスを提供できるか」に向けられることを消費者は期待しているとまとめています。



「あなたの声を聞かせてください」とお願いし、書いていただいた「声」に、「たまの土日にお客様訪問ならば、お休み中迷惑承知でピンポンすることもできるが、毎回だとお客様の迷惑になりますよ」「国の方針も休日は休日、国民の皆さん体を休めてください」と言っているよ。休日に販売訪問はお客様の反感をかうばかり。メリットは感じない。デメリットが大きい」と土休日に訪問営業することへの「疑問」の声が出されています。担当内の課長とのやりとりの中でも「土休日はお客様の迷惑」「招かれざる客になる」と言っている意見が出されています。私たちが毎日お客様を訪問しながら感じたり、自分が訪問されたらどうだろうと考えての意見です。

しかし、私たちの営業スタイルである「訪問販売」は、国民生活センター

等への相談が増えており、トラブル発生の要因として、消費者が希望していないにもかかわらず勧誘を行うといういわゆる「不招請勧誘」(左に解説)と考えられています。

飛び込み営業や電話干渉などの「不招請勧誘」は、時間や状況を選ばず消費者個人の生活圏に入り込む、勧誘そのものが、消費者の平穏な生活を侵害している販売方法」だとして、日本弁護士連合会は、消費者契約法の実体法改正に関する意見書の中で、「不招請勧誘の禁止」をあげています。

このような世論に逆行し、「国民それぞれに祝う」「祝日も「返上させ」」「ささやかな家族との安息の時間をも取り上げ」て「土休日営業」を強行するNFTにCSR(企業倫理)はあるのでしょうか。